

荒川区認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月3日

荒川区長 滝 口 学

荒川区規則第69号

荒川区認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

荒川区認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成20年荒川区規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）から（4）まで （略） （登録申請） 第5条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、認可地縁団体印鑑登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）により自ら区長に申請しなければならない。ただし、規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。 2 （略） （登録申請の確認） 第6条 区長は、前条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体について、規則<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項	（登録資格） 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）<u>第19条第1項第1号</u>へに規定する職務代行者 （2）から（4）まで （略） （登録申請） 第5条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、認可地縁団体印鑑登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）により自ら区長に申請しなければならない。ただし、規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。 2 （略） （登録申請の確認） 第6条 区長は、前条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体について、規則<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並び

並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の登録事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査し、確認しなければならない。

に個人印鑑に係る印鑑登録原票の登録事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査し、確認しなければならない。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。